

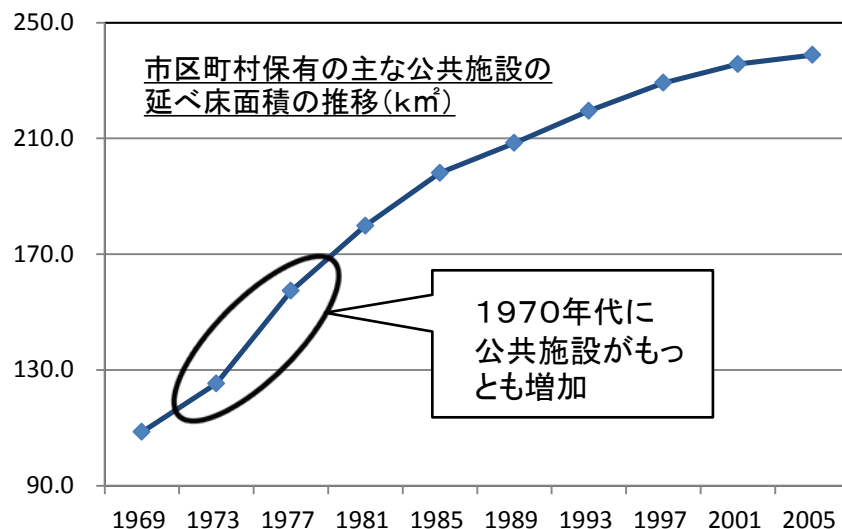
公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進①

背景

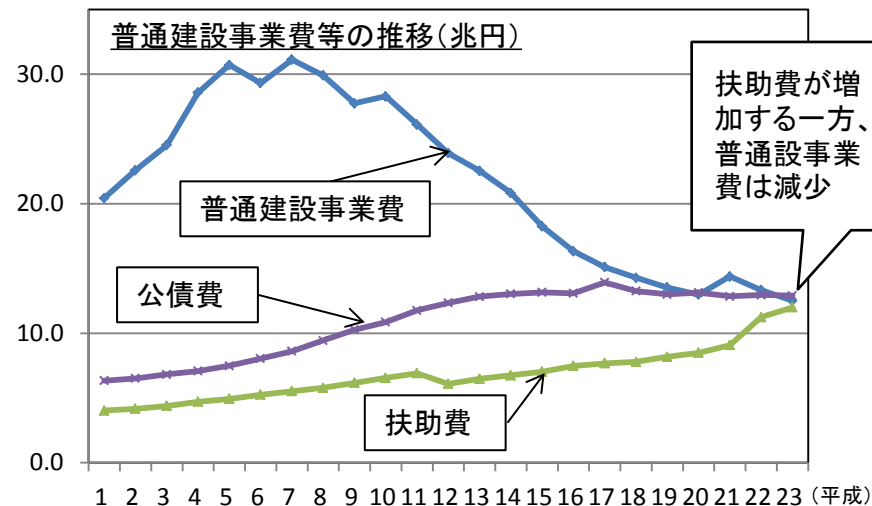
- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

【公共施設状況調査】



【地方財政状況調査】



公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進②

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するため、以下の取組を実施

①「公共施設等総合管理計画」の策定要請

地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画の策定を地方公共団体に要請

＜公共施設等総合管理計画の内容＞

・公共施設等の現況及び将来の見通し

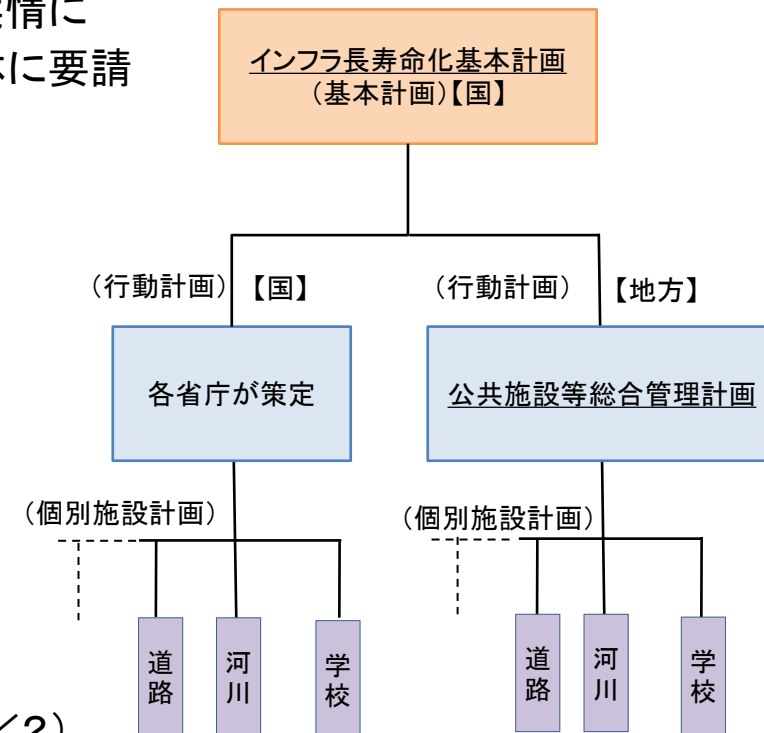
【例】公共施設の状況(数、延床面積等)、財政状況、人口動態など

・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

【例】統合・更新・長寿命化等に関する基本的な考え方、

総量に関する数値目標など

【イメージ】



②計画策定に対する支援

・人口動向や財政・施設の状況等の実情を踏まえ、かつ、全施設類型にわたる横串の計画となるよう、留意事項等を助言

・計画策定に要する経費について、特別交付税措置(措置率 1/2)

・計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)

特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%(資金手当)

地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数)

公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進③

事務連絡の概要

第一 公共施設等総合管理計画に記載すべき事項

一 保有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 財政収支の見込み(中長期的な維持管理・更新等の費用の見込みを含む)

二 施設全体の管理に関する基本的な方針

(1) 計画期間

10年以上とすることが望ましい

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報共有方策

全公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい

(3) 現状や課題に関する基本認識

財政収支の見通しを踏まえ、施設等の新設・更新・維持管理等が可能な状況にあるか等現状や課題に対する認識を記載

(4) 適正管理に関する考え方

今後、統廃合や長寿命化、安全性の確保など、どのように保有する公共施設等を管理していくかについて、基本的な考え方(現状を踏まえた適正管理に関する基本方針)を以下の①～⑥に触れつつ記載。

- ①点検・診断等の実施方針、②維持管理・補修・大規模改修・更新等の方針、③危険除去の推進方針
- ④長寿命化の推進方針、⑤統廃合等の推進方針、⑥適正管理を実現するための人員体制の構築方針

(5) フォローアップの方針

計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。

三 施設類型ごとの基本方針

上記(2)～(5)の各項目のうち必要な事項について、施設類型の特性を踏まえて定める。

公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進④

事務連絡の概要

第二 計画策定にあたっての留意事項

- 一 公共施設等の実態把握及び計画の策定・見直し
現段階において把握可能な施設等の状態や現状における取組状況を整理し計画を策定
- 二 議会や住民との情報共有等
公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、議会や住民への十分な情報提供を行っていくことが適当。
- 三 数値目標の設定
計画の策定にあたっては、財政負担の軽減・平準化に向けてできる限り数値目標を設定するなどに努める。
- 四 当該公共施設等において現在提供しているサービスそのものの必要性の検討
公共施設等におけるサービスの必要性を再検討し、施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要。
- 五 PPP/PFIの活用について
計画の検討にあたっては、PPP/PFIの積極的な活用を検討が重要。また、施設情報の積極的な公開に努めることが必要。
- 六 市区町村域を超えた広域的な検討等について
定住自立圏形成協定をはじめ隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましい。都道府県にあつては、圏域の市区町村の所有公共施設等も念頭に広域的視野をもって計画を検討していくことが望ましい。
- 七 合併団体等の取組について
合併団体や過疎地域等においては、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に計画を検討していくことが望ましい。